

## 新潟県条例第4号

新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

新潟県公立大学法人評価委員会条例（平成20年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第11条第4項</u> の規定に基づき、新潟県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第11条第3項</u> の規定に基づき、新潟県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。